少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な 指針(案)について

<u>1 目的</u>

少額領収書等の写しの開示制度については、国会議員関係政治団体のすべての支出(人件費を除く)の領収書等を公開するという考え方により、政治資金規正法において設けられた制度であり、少額領収書等についても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)に準じ原則公開とし、権利濫用や公序良俗に反する請求は制限されるものとされている。

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針については、政治資金規正 法第19条の30第1項第6号の規定により、政治資金適正化委員会において 定めることとされている。

2 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良 の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針(案)

少額領収書等の写しの開示請求が権利濫用又は公の秩序若しくは善良の 風俗に反すると認められる場合とは、「開示請求の態様や開示請求に応じた 場合の行政機関又は国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般 の被る不利益を勘案し、当該開示請求が、政治資金規正法で設けられた少額 領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し、社会通念上妥当と 認められる範囲を超える場合」である。

具体的には、開示請求の目的が、次に掲げることにあると明らかに認められる場合については、当該開示請求は、権利濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものと考えられる。

- ① 開示請求を受けた少額領収書等の写しを準備するための事務をさせることにより、行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させること
- ② 開示された少額領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為

を行うこと

③ 開示された少額領収書等の写しを改ざんして使用すること

なお、開示請求の目的が上記以外のものである場合について、当該開示請求が権利濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものかどうかについては、今後、制度の運用状況を踏まえ、必要に応じて検討を行うこととする。

3 「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良 の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針」の運用について

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が、少額領収書等の開示請求が「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合」に該当するかを判断するに当たっては、少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合を不開示とすることが法律に規定されていることを踏まえ、実効性の観点から、次のとおり運用することが適当であると考える。

- 開示請求時において、少額領収書等の写しの開示請求の目的を開示請求 者から確認し、当該開示請求の目的が「少額領収書等の写しの開示請求が 権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合 の具体的な指針」(以下「具体的な指針」という。) に該当するかどうかを 判断すること。
- 開示請求の目的を開示請求者から確認できなかった場合であっても、開示請求するだけで、開示のために用意された文書を閲覧しないことが故意に繰り返されるなどの開示請求者の開示請求及び開示の実施の際の行為や、開示請求時における開示請求者の発言等により、開示請求の目的が明らかに認められる場合については、当該開示請求の目的が具体的な指針に該当するかどうかを判断すること。